

令和3・4年度（2021・2022年度）矢掛町入札参加資格審査申請書提出要領  
（物品・役務等）

令和3・4年度（2021・2022年度）に矢掛町（本庁及び各出先機関）が発注する物品・役務等の契約に係る入札（見積）に参加を希望される方は、次の要領によって書類を提出してください。なお、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」の契約に係る入札（見積）に参加を希望される方は、この申請とは別に申請してください。

1 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加審査の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 国税、地方税及び市町村税など納入すべき納付金を完納していない者
- (3) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている者
- (4) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録等を受けていない者

2 受付期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

※期間経過後は一切受け付けません。添付書類に不備があった場合は受付できません。不備があった部分のみ再提出をしてください。すべての書類が完全に揃ってはじめて正式受理となります。

※令和3年2月26日郵便到着分までが受付対象となります。時間に余裕をもって早めに提出することをおすすめします。

3 提出方法

郵送による申請のみ

（新型コロナウイルス感染症対策のため、持参では一切受け付けません。）

4 提出書類の綴じ方

- ・フラットファイル（とめ具が金属製でないものに限る）に綴じて、提出すること。
- ・ファイルの表紙及び背表紙には、「物品・役務等」及び商号又は名称を記入すること。
- ・見出し（インデックス）を項目の番号順に付けること。（番号は提出書類一覧表を参照）  
ファイルの色（A4判）  
町内業者 ブルー  
町外その他 グリーン
- ・返信用封筒を必ず同封してください。  
（不備があった場合の再提出の際にも、返信用封筒を同封してください。）

5 適用期間

令和3年（2021年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの2年間適用とします。

※ただし、中間年に継続手続が必要になります。継続手続がない場合は、資格は無効となりますのでご注意ください。

◎ 提出書類一覧表（物品・役務等・新規）

提出書類	留意点	複写
チェックリスト	○ 記載例により記入して、申請書の最初に綴じチェックしてください。チェックリストには「見出し（インデックス）」不要	
入札参加申請書受付票	○ 申請者控え，矢掛町控え両方に記入すること。 <u>持参された受付票はファイルに綴じずに提出してください。</u>	
業者登録カード	○ 業者登録カード（矢掛町独自様式） <u>入力票になるのでファイルに綴じずに提出してください。</u>	可
(1) 入札（見積）参加資格審査申請書 （物品・役務等） <u>様式第1号</u>	○ 記載要領により記入してください。	不可
(2) 使用印鑑届 <u>様式第2号</u>	○ 入札書，見積書，契約書，請求書等に使用する印鑑を押印すること。 ○ 印鑑証明された印鑑でなくても可。	不可
(3) 委任状 <u>様式第3号</u>	○ 支店長，営業所長等に権限を委任する場合には提出してください。	不可
(4) 入札（見積）参加資格審査登録票 <u>様式第4号</u>	○ 記載要領により記入してください。	可
(5) 商業登記簿謄本（法人企業）又は <u>住民票</u> （個人企業）※	○ 法人企業の方は「法務局の証明書」。（現在事項証明書，履歴事項証明書のいずれでも可。） ○ 個人企業の方は「住民票」です。（戸籍抄本ではありません）	可
(6) 印鑑証明書※	○ 法人は法務局，個人は市町村の証明書 コピー，FAX等で縮尺が変わっているものは受付できません。	可
(7) 代表者身分証明書※	○ 本籍地の市町村の証明書（個人の場合）	可
(8) 完納証明書※	○ 国税は（未納の税額のないこと）の証明書 法人は「様式その3の3」 個人は「様式その3の2」	可

	○ 都道府県税・市町村税は全ての税に未納又は滞納がないことの証明（契約締結先）	
(9) 財務諸表	○ 直前1年間のもの（それ以前は添付しないでください）	可
(10) 誓約書		不可
(11) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を受けていることを証する書面	○ 医薬品売買業、毒物劇物販売業、農薬販売業、揮発油販売業、液化石油ガス販売業、医療用具販売業、計量器販売業、自動車分解整備業、指定自動車整備事業、屋外広告業、肥料販売業、古物売買業など	可
(12) その他参考資料 <u>様式第5号</u>	○ <u>過去2年間の業務実績と添付可能であれば</u> 取り扱いメーカー・会社案内（パンフレット等）業務内容のわかる資料 ※数枚で可、またコピーも可	可
(13) 矢掛町暴力団排除条例に係る誓約書	○ <u>本社代表者の記名、押印をすること</u> （ <b>矢掛町独自様式</b> ）	不可

※証明書関係については、申請直前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ・受付期間終了後の申請は一切受け付けません。日時を厳守してください。
- ・様式（業者登録カード含む）については、全て矢掛町独自様式ですので、他の様式は使用不可とします。
- ・提出の際は、必ず「提出書類一覧表」及び「チェックリスト」で書類を確認してください。
- ・指定業者として登録後、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- ・複写を可としている書類については、受付時に判別できないと判断された場合、受付できません。

## 物品・役務等入札（見積）参加資格審査申請書の記載要領

### 1 「申請者」欄

本社代表者からの申請を原則とします。

- ① 法人：登記簿に記載されているとおりに記入してください。  
個人：住所は営業の本拠地，商号（名称），は屋号等を，氏名は経営者名を記入してください。
- ② 印鑑：印鑑証明された印鑑
- ③ 「ふりがな」は，ひらがなで商号又は名称のふりがなを記入してください。

### 2 「矢掛町と契約する本店，支店，営業所等」欄

- ① 矢掛町と直接取引（契約等）しようとする住所，商号（名称），代表者の役職氏名を記入してください。
- ② 申請者と同じ場合も記入してください。なお「同上」と記入しても可とします。
- ③ 申請者と異なる場合は委任状を忘れないでください。

## ◎ 物品入札（見積）参加資格審査登録票の記載要領

- 1 『02 本社所在地』の欄は，正確に記入すること。法人登記がある場合は，登記と同じに記入してください。
- 2 『03，04，05フリガナ』欄は，カタカナで記入してください。
- 3 『04，05 代表者氏名』の欄は，氏と名の間を1コマ空けてください。
- 4 『08 主たる事業の種類』の欄は，申請者の主たる業態区分の番号を，『2 物品の販売』についてはアルファベットまで○で囲んでください。
- 5 『09 申請区分』の欄は，該当する区分の番号を○で囲んでください。
- 6 数字は右詰め（電話番号は左詰め），それ以外は左詰めで記入してください。
- 7 希望する営業品目については，営業品目一覧表より該当する記号番号を選んで記入すること。なお，取扱品名は具体的に記入してください。
- 8 希望する営業品目が登録票1枚で書ききれない場合は，コピーして使用してください。
- 9 『12 従業員数』の欄は，申請時の常勤従業員の人数を記入してください。
- 10 『13 設備の額』欄  
取得価額 － 減価償却累積額 ＝ 現存価額を記入してください。